

保育園こどものくに 重要事項説明書（令和5年度）

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 若葉会
所在地	大阪市東淀川区豊新4-6-17
電話番号	06-6329-3849
代表者氏名	理事長 北野 暢隆

2 利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	保育園 こどものくに
施設の所在地	大阪市東淀川区豊新4-6-17
連絡先	TEL 06-6329-3849 FAX 06-6329-3830
管理者	園長 北野 暢隆
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 3人 1歳児 18人 2歳児 19人 3歳児 27人 4歳児 27人 5歳児 27人
利用定員	満3歳以上の児童 70人 満1歳以上満3歳未満の児童 20人
開設年月日	43年11月 1日
事業所番号	2710051003483
ホームページ	http://www.kodomonokuni-osaka.ed.jp

3 施設の目的・運営方針

保育園こどものくに（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下

に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		718.14 m ²
園舎	構造	鉄骨造（地上 3階建て、一部 4階建て）
	延べ面積	826.31 m ²
園庭		620.70 m ² （地上園庭 400.17 m ² 、屋上園庭 220.53 m ² ）

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	たんぽぽ組（満0歳児クラス）、 さくら組（満1歳児クラス）について各1室
保育室	4室	もも組（満2歳児クラス）、 すみれ組（満3歳児クラス）、 きく組（満4歳児クラス）、 ゆり組（満5歳児クラス）について各1室
調理室	1室	

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

① 下記8に記載する時間において、保育を提供します。

② 設定保育時間内において、次の保育を行います。

ア リトミック（月曜日）

対象 2歳児～5歳児、プロデュースマツモト 坂本千鶴子先生

イ 英語遊び（火曜日）

対象 4歳児、5歳児、ファイヤーフライ スコット先生

ウ 硬筆・毛筆によるお習字（水曜日）

対象 4歳児、5歳児、日本書芸奉人会

(2) 特別保育

① 英語遊び（木曜日）

対象 特になし

② 音楽教室（火～木曜日）

対象 特になし

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）令和5年4月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1	—	
主任保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、保育を統括する。	1	1	—	
保育士	保育計画の作成、実施、その他保育上必要な事項	17	12	5	その他、保育補助 3人
調理員	給食材料費の購入、調理の実施など	3	2	1	栄養士と兼務

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：00）
調理員（栄養士）	正規の勤務時間帯（8：30～16：30）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日～1月3日）及び祝祭日は休園となります。加えて、改修、準備等のため、盆休み（4日間）、年度末（1日間）、創立記念日（10月最終月曜日）につきましても、休園とさせていただきますので、ご家庭でのご事情等があれば、ご相談ください。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(3) 上記(1)及び(2)以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。*別表参照

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

月曜日から金曜日までは、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
1歳児	10時15分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	10時15分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		12時00分頃	15時頃	
5歳児		12時00分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	3	2	1	3人管理栄養士

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	西田医院
医院長名又は医師名	西田佳史
所在地	大阪市東淀川区豊新 3-15-14
電話番号	06-6327-4341

(2) 歯科

医療機関の名称	—
医師名	竹下士郎
所在地	(令和2年11月閉院)
電話番号	—

(3) 眼科

医療機関の名称	春田眼科
医院長名又は医師名	春田龍吾
所在地	大阪市東淀川区小松 1-10-38
電話番号	06-6328-5281

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・カーテンの防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に数回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 主任保育士 ・ご利用時間 9:00～ 17:00 ・電話番号 06-6329-3849 FAX 06-6329-3830 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
	第三者委員	近藤 遼 電話番号 06-6761-1171 一般社団法人大阪市私立保育園連盟 会長

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額（以下の保険に加入）

保険の種類	園児事故対策共済（傷害保険）
保険の内容	けが等
保険金額	2,800万円

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1歳児	18人	15人	16人
2歳児	19人	18人	17人
3歳児	27人	24人	22人
4歳児	26人	27人	24人
5歳児	26人	26人	26人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	—	—
自己評価の実施状況	毎年度実施	概ねできている。

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

*令和元年10月1日から、3歳以上児は、保育料無償化に伴い、副食費実費分を追記

1 保育に要する実費に係る保護者負担金

1歳児 2歳児

項目	内容	金額
布団リース料	午睡用布団リース代及び衛生管理料	月額 1,400円
絵本・遠足バス代	毎月1冊絵本代 親子遠足バス代(年一回)一部負担金	月額 600円

3歳児

項目	内容	金額
主食費	給食主食代	月額 1,400円
副食費	給食副食代	月額 2,500円
絵本・遠足バス代	毎月1冊の絵本代 親子遠足バス代(年一回)一部負担金	月額 600円
特別保育料	リトミック遊び一部負担金	月額 500円

4歳、5歳児

項目	内容	金額
主食費	給食主食代	月額 1,400円
副食費	給食副食代	月額 3,000円
絵本・遠足バス代	毎月1冊の絵本代 親子遠足バス代(年一回)一部負担金	月額 600円
特別保育料	リトミック遊び } お習字 } 一部負担金 英語遊び }	月額 2,000円

2 延長保育料

	1回/月～4回/月	5回/月以上
乳児	300円×利用日数	2,500円/月
幼児	300円×利用日数	2,000円/月

* 保育標準時間認定に係る延長保育料は、18時30分以降が対象
保育短時間認定に係る延長保育料は、16時以降が対象